

仕 様 書

奈 良 市 環 境 清 美 工 場
ご み ピ ッ ト 清 掃 業 務

奈良市環境清美工場

第1章 総則

1. 目的

この仕様書は、奈良市環境清美工場ごみピット清掃業務における受注者の業務についてその業務要領を定めることを目的とする。

2. 業務履行

本業務を実施するにあたっては、現行法令に規定されている指針を遵守し、施設の維持管理を円滑にすると共に施設としての機能を十分達成出来るように仕様書等に基づき清掃業務を円滑に履行しなければならない。また、来場者や車両等に損害を与えないよう安全に配慮の上、業務を実施すること。

3. 責任者の責務

責任者の職務は業務内容を掌握し、常に従業員の指導監督を適切に行うこと。

4. 緊急事態発生時の勤務体制

受注者は、天災・人災等の緊急事態発生時に対応出来るような体制を確立し、又本市係員の指示に直ちに従わなければならない。

5. 履行場所

履行場所は、奈良市環境清美工場(奈良市左京五丁目2番地)とする。

6. 履行期間

履行期間は、令和8年5月1日から令和8年7月31日までとする。

7. 現場就業規則

受注者が就業時間の伸縮又は、夜間及び休日に作業する必要がある場合はあらかじめ本市係員の承認を得ること。その場合必要な経費は、受注者負担とする。

8. 業務連絡

受注者は、作業進捗について特に留意し、連絡打ち合わせ等を円滑にすること共に進行状況等を本市係員に報告すること。

第2章 一般事項

1.適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項を定めるものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な業務及びその費用並びに業務の性質上、当然必要とされる全ての業務及びその費用については、受注者が全て負担しなければならない。

なお、履行場所から排出される一般廃棄物及び清掃作業に伴い発生する発生材(産業廃棄物)の運搬及び処分について、指定場所への仮置きや積み込み時の助勢等それらの準備行為として認められるものは本業務に含むが、業務場所場外への運搬及び処分行為自体は本業務に含まれないものとする。

2.発注者の負担範囲

電気使用量及び水道使用量は、発注者の負担とするが、必要最小限の使用とすること。なお、当該作業期間中は、焼却施設の大規模改修工事により焼却炉の運転を停止しているため、焼却炉の運転に伴う動力は使用不可とする。(ただし、ごみクレーン設備を除く)

また、本業務の実施に伴う資材置場や車両の駐車場は無償貸与するが、事前に発注者と協議を行い、了承を得た上で対応すること。

3.配置技術者等技術者等

受注者は、本業務の遂行にあたり、本業務の履行に必要な範囲で、有資格者を配置すること。

4.関係官公庁及び地元自治会との協議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137 号))(以下「廃掃法」という。)第6条第3項の規定に基づく自治体間の事前協議に関し、必要な資料の作成等の支援を行うこと。その他、必要な範囲で発注者の求めに応じて協力すること。また、受注者が本業務を遂行する上で官公庁及びその他関係者との協議・打合せが必要な場合は、誠意を持ってこれにあたり、その協議・打合せ内容について、速やかに議事録にとりまとめ、発注者に報告すること。

また、地元自治会への説明等を行う際に、必要な範囲で発注者の求めに応じて協力すること。

5.資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査及び検討等は、原則として受注者が行うものとする。ただし、発注者が所有し、本業務に利用可能な資料については、発注者が認める範囲で受注者に貸与することができる。

6.提出書類

受注者は、本業務の履行にあたり、次の書類を提出しなければならない。なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに変更を加えた資料を提出すること。

(1) 契約締結後～着手時(各1部)

- ①消費税及び地方消費税に関する(課税・免税)事業者の届出書
- ②業務着手届
- ③経歴書(業務主任技術者)
- ④業務実施計画書
- ⑤その他、発注者が指定するもの

(2) 業務履行中～完了時(各1部)

- ①委託業務完了報告書
- ②業務写真
- ③その他、発注者が指定するもの

7.業務履行の確認及び委託料の支払

受注者は、本業務の履行にあたり下記内容を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は業務の履行後に発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 履行後の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 発注者の検査に合格後、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、当該修正に係る費用は全て受注者の負担とする。
- (5) 本業務に係る委託料については、業務の完了後に受注者が適法な請求書を提出し、委託料の全額を支払うものとする。

第3章 業務内容

1. 共通事項

作業にあたっての共通事項として、安全かつ適切に作業をするための足場組立及び解体撤去費、安全装置設置費、緊急救助用安全用具設置費、重機使用料、安全対策費、消耗機材費、養生費等を受注者が適切に見込み、費用を負担すること。

設備等の清掃にあたっては、高圧洗浄、防臭剤・防虫剤等を使用して臭気及び害虫の発生を抑制すること。なお、各廃棄物については、飛散や燻り等による事故発生を防ぐため、その性状に応じてフレコンバッグ等を適切に選択し、安全に保管すること。洗浄に使用した水等についても適切な処理を行い、飛散・流出等の無いように手だてを講じること。

業務履行にあたり、資格者の配置が必要な場合については、受注者が選任、配置すること。(クレーンを使用して作業する場合のクレーン運転士等)

2. 残留廃棄物の除去及び清掃に関する事項

(1) ごみピット等清掃業務

(ア) ごみピット内の残留廃棄物の抜取り及び清掃を行う。残留ごみの掻き集め及び下開き付フレコンバッグに詰めた後にプラットホーム内の指定場所へ仮置きする等適切に管理すること。

(イ) 運搬用車両への積込時の助勢を行うこと。

(ウ) ごみピット内の高圧洗浄の際は、床面及び側面(床面から作業可能な範囲内)その他必要な箇所を洗浄する。

(エ) 特記事項

①ごみピット内の残留廃棄物の想定残量は、NO.1 ピット及び NO.2 ピット合計で約2,950 立方メートル程度を想定。

②ショベルをごみピット内に降ろし、残留ごみを掻き集め袋詰め後、クレーン等を用いて屋外に搬出することは可とする。ただし、周辺への残留ごみ及び汚水の飛散や流出の無いよう手だてを講じること。

(2) ごみ排水貯留槽清掃業務

(ア) ごみ排水貯留槽内の残留廃棄物の抜取り及び清掃を行う。

(イ) ごみ排水貯留槽の開放段取り、各マンホール開放・閉止作業、排水作業及びごみの除去を行う。

(ウ) 汚水については、バキューム等で吸い上げ、底部に残存しているヘドロ及び汚泥を除去した後、洗浄作業を行うこと。

(エ) ごみ排水貯留槽内における残留廃棄物の想定残量は、50立方メートル以下を想定。

第4章 その他事項

1.安全管理

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、安全に特に留意するものとし、万が一、事故が発生した場合には、適切に措置を講ずるとともに、その原因、処理経過等を速やかに発注者へ報告しなければならない。
- (2) 周辺地域の住民等の安全確保及び施設運営に支障をきたさないよう、関係機関と十分に調整を図り、措置を講じること。

2.施設運営との調整

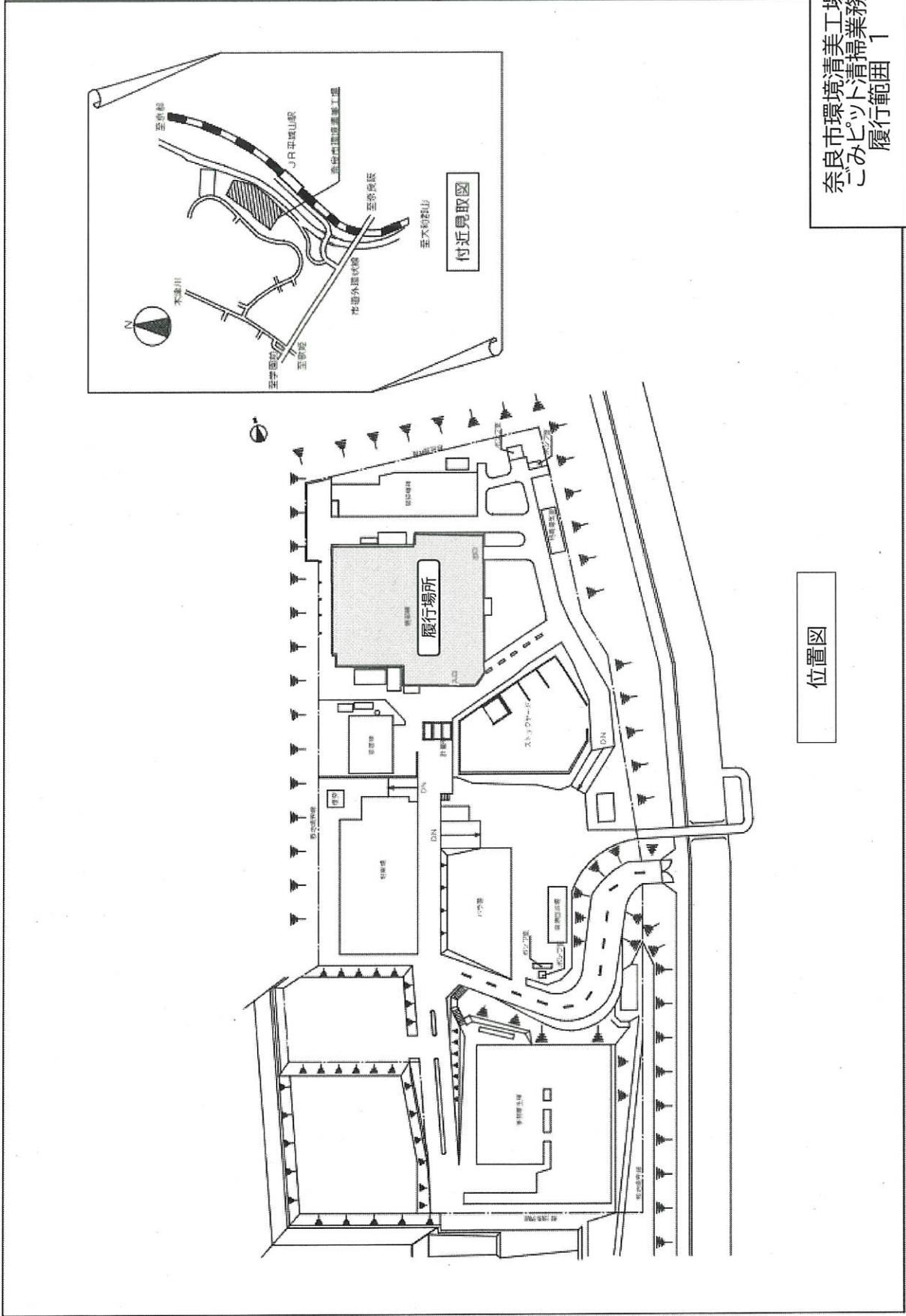
業務履行場所の状況として、業務着手時には、環境清美工場焼却施設の大規模改修工事中であるため、当該工事の施工予定と並行して業務が行えるよう連携を図ること。

また、業務履行場所以外の敷地内(環境清美センター内)では、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物等の受入れを行っているため、可能な限りごみの受入れを優先することができるよう業務計画を立てること。

その他、業務履行期間についても可能な限り短縮を図ること。

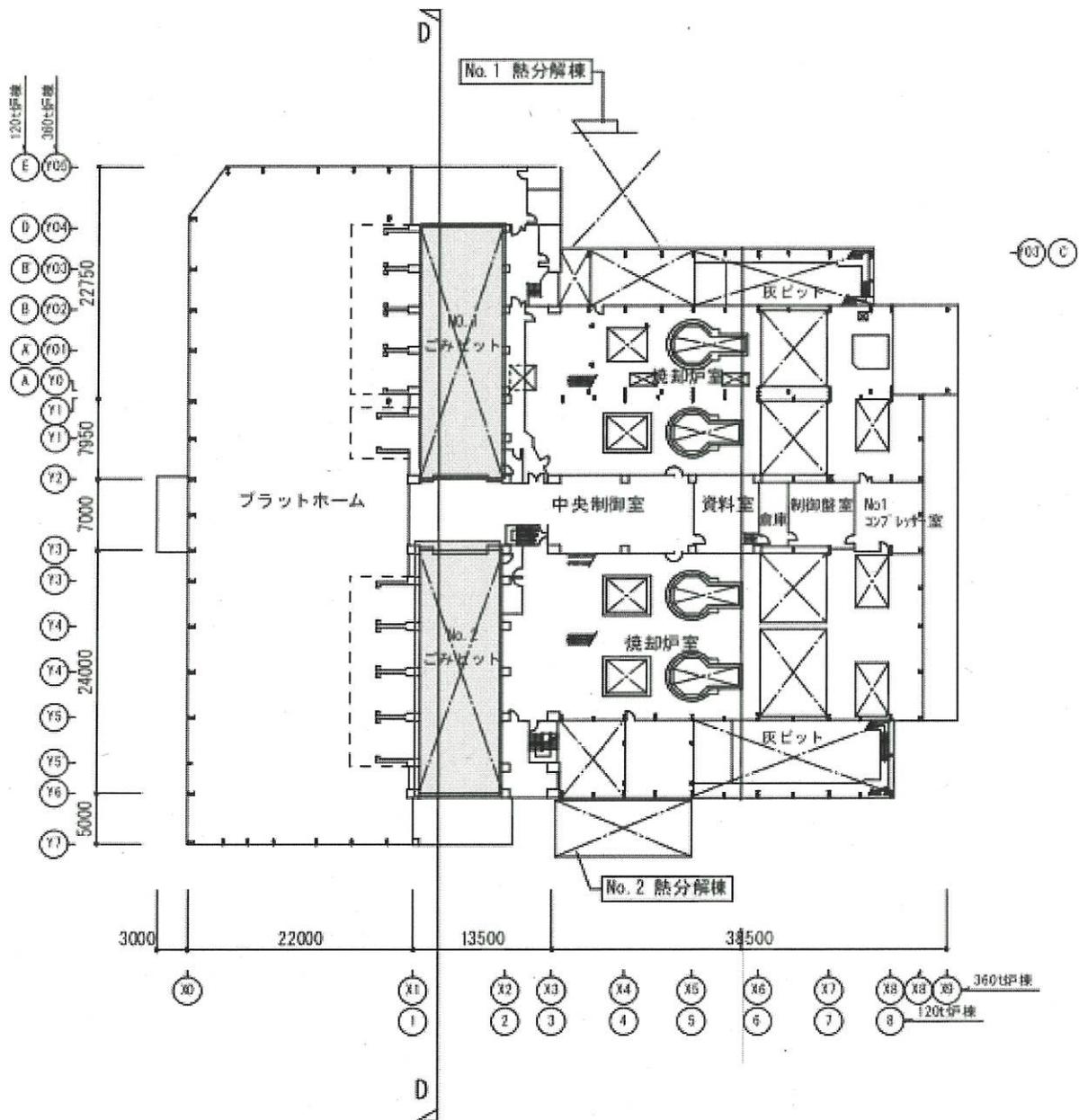
3.その他

業務履行について、本仕様書に明示なきもの又は、疑義のあるものについては、速やかに本市係員と協議の上、その指示決定に従うものとする。



位置図

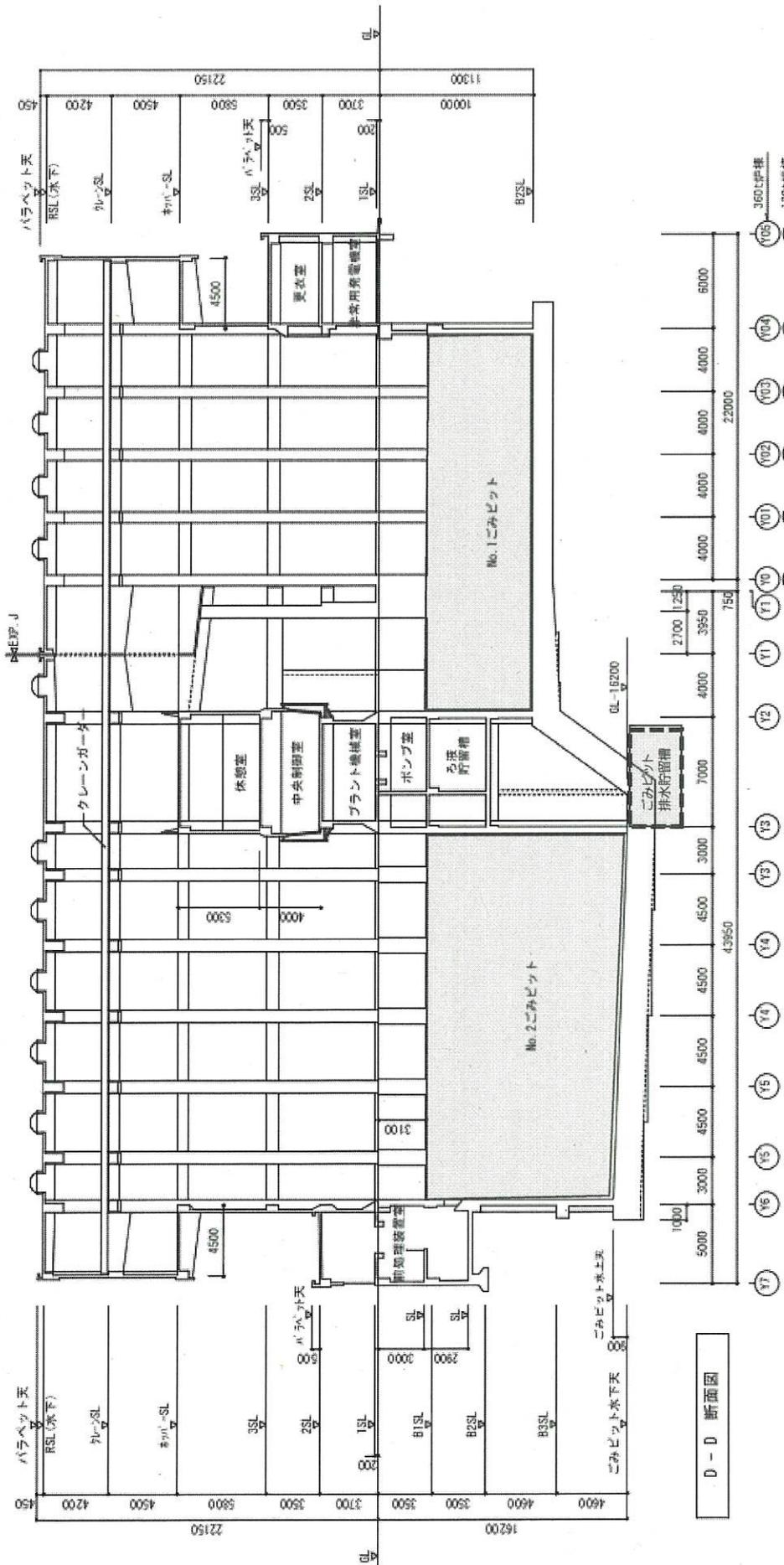
奈良市環境清美工場
ごみピット清掃業務
履行範囲 1



プラットフォーム 平面図

履行範囲…

奈良市環境清美工場
 ごみピット清掃業務
 履行範囲 2



D - D 断面図

履行範囲...

奈良市環境清美工場
ごみピット清掃業務
履行範囲 3

